

都市消防委員会 説明資料

指定緊急避難場所及び指定避難所について

平成28年5月9日

防災危機管理局

目 次

	頁
1 概要.....	1
2 指定の考え方.....	2
3 市民への周知.....	3
4 今後のスケジュール (予定)	4

1 概要

(1) 背景

東日本大震災では、災害ごとに避難場所が指定されていなかったこともあり、発災直後に避難場所に逃れたものの、その施設に津波が襲来し、被害拡大の一因となった。

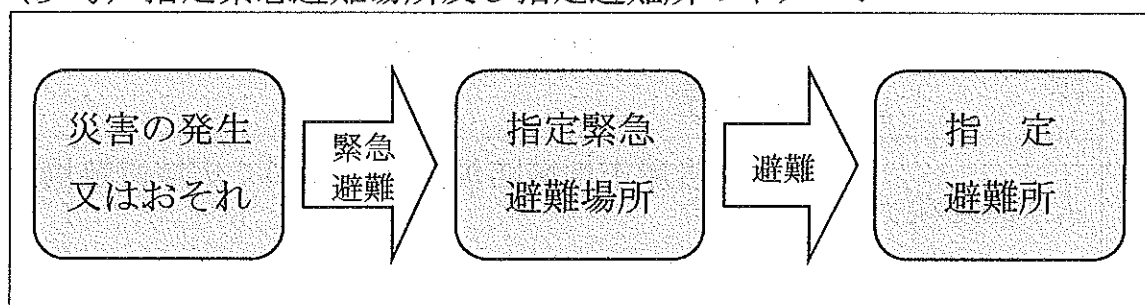
これを教訓に、災害対策基本法が改正され（平成26年4月施行）、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を区分して指定することが定められた。

(2) 定義

区 分	内 容
指定緊急避難場所	災害から命を守るために緊急的に避難する場所（津波や大規模な火事、洪水、土砂災害等の種類ごとに指定）
指 定 避 難 所	災害発生後に、被災者が一定期間滞在するための施設

(注) 指定緊急避難場所及び指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(参考) 指定緊急避難場所及び指定避難所のイメージ



2 指定の考え方

(1) 前提となる被害想定

区 分	内 容
津 波	本市の南海トラフ巨大地震の被害想定のあるあらゆる可能性を考慮した最大クラスにおける津波浸水範囲・浸水深（平成26年3月「あなたの街の津波ハザードマップ」）
洪水・内水氾濫	（洪水） 各河川の計画規模の雨が降った場合の浸水区域・浸水深（平成22年6月「あなたの街の洪水・内水ハザードマップ」）
	（内水氾濫） 名古屋地方気象台で記録した過去最大の観測雨量（東海豪雨）が市域全体に降った場合の浸水区域・浸水深（平成22年6月「あなたの街の洪水・内水ハザードマップ」）

(2) 指定緊急避難場所

災害の種類ごとに適合する施設又は場所を指定緊急避難場所として指定する。

区 分	指定の方針
津 波	名古屋市地域防災計画に基づく津波避難ビル等を指定
大規模な火事	名古屋市地域防災計画に基づく広域避難場所を指定
洪水・内水氾濫	避難所等（主に市立小学校・中学校）の中から指定
土 砂 災 害	

（注）高潮に係る指定緊急避難場所は、水防法の改正（平成27年7月施行）に基づく高潮浸水想定区域が公表された後に指定する。

(3) 指定避難所

名古屋市地域防災計画に基づく避難所を指定避難所として指定する。

(4) 指定の手続き

ア 施設等の管理者の同意を得て、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定をしたときは、その旨を愛知県知事へ通知するとともに、公示する。

3 市民への周知

(1) 啓発用リーフレット

ア 概要

指定緊急避難場所及び指定避難所、災害時の避難の仕方等を分かりやすく説明した啓発用リーフレットを作成し、全戸配布する。

イ 主な掲載内容

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の位置等を示したマップ
- ・災害が発生した時の避難の仕方
- ・災害や避難に関する情報の提供及び入手の方法
- ・災害に対する日ごろの備え

(2) 広報媒体・各種訓練等

- ・広報媒体（市公式ウェブサイト、広報なごや等）の活用
- ・地域における各種訓練、地域避難行動計画の策定、地域リーダーの継続育成等の活用

(3) その他

指定緊急避難場所及び指定避難所となる施設への標識による案内表示等、分かりやすい周知方法を検討する。

4 今後のスケジュール（予定）

時 期	事 項
平成28年5月	所管事務調査
平成28年6月 ～平成29年2月	指定緊急避難場所及び指定避難所の指 定の手続き
平成29年3月	啓発用リーフレットの全戸配布